

蓮田市立中学校に係る
学校部活動の在り方に関する方針

令和7年2月改定
蓮田市教育委員会

目次

◆市の学校部活動の在り方に関する方針の改定の趣旨等

1	適切な運営のための体制整備	・・・ 2
	（1）学校部活動に関する方針の策定	
	（2）指導・運営に係る体制の構築	
2	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	・・・ 4
	（1）適切な指導の実施	
	（2）部活動用指導手引等の普及・活用	
3	適切な休養日等の設定	・・・ 6
4	生徒のニーズを踏まえた スポーツ・文化芸術環境の整備	・・・ 7
5	学校部活動の地域連携	・・・ 8
6	学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	・・・ 9

●参考資料（活動計画書例、活動実績報告書例） 別紙

◆市の学校部活動の在り方に関する方針の改定の趣旨等

- 学校部活動（以下「部活動」という。）は、スポーツ、文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（以下「部顧問」）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより本市のスポーツ、文化芸術及び科学等の振興の一端を担ってきました。
- また、生徒がスポーツ・文化芸術等に親しむだけでなく、体力や技能の向上のほか、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。
- 一方、今後さらに少子化が進み、学校の働き方改革が喫緊の課題となっている中、これまでと同様に教員が部顧問を務める部活動の指導体制を継続していくことは非常に困難な状況となっています。
- これまで、平成30年にスポーツ庁、文化庁から出された「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び県の「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「蓮田市立中学校部活動の在り方に関する方針」（以下「在り方に関する方針」）を策定し、適切な部活動の実施に取り組んできました。
- そのような中、部活動を地域クラブ活動へ移行していくことなどを踏まえ、令和4年12月には国が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」）、令和6年3月には埼玉県が「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」）を策定しました。
- そこで、蓮田市教育委員会（以下「市教育委員会」）では、国のガイドライン及び県の方針に基づき、在り方に関する方針を「蓮田市立中学校に係る学校部活動の在り方に関する方針」（以下「市の方針」）に改定することにしました。
- 市の方針では、中学生を対象とするスポーツ、文化芸術活動に親しむための環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目等に応じて地域展開など多様な形で実施されることを目指していきます。
- 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものですが、部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術環境となるよう、以下に示す内容に配慮して取り組んでいきます。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動の方針の策定

ア 蓮田市立中学校の校長は、市の方針に則り毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績等（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 市教育委員会は、上記ア、イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成を行う。

●別紙 参考資料（活動計画書例、活動実績報告書例）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動及び文化部活動を設置する。

イ 校長は、教員を部顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 市教育委員会は、部顧問を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 市教育委員会は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する市教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）」に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が部顧問となり、指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築するよう調整する。

キ 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行う。また、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務等（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関する研修を行う。

2 合理的でかつ効率・効果な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に策定した「運動部活動での指導のガイドライン」を参照し指導を行う。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

部活動の指導において、部顧問、部活動指導員及び外部指導者等による以下の（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。上級生、下級生等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

（例）

(ア) 殴る、蹴る等。

(イ) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

(ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

(エ) セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

- ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
- ・身体や容姿に関わることや人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

(オ) 生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

イ 運動部活動の部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目や各分野の特性等を踏まえたトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果的、効率的な指導を行う。

ウ 文化部活動の部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切にとることが必要であること、また、過度な練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、各分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の普及・活用

部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体又は部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引等を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

- ・平日（月～金）は少なくとも1日
- ・土曜及び日曜（週末）は少なくとも1日以上

※週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日振り替える。

※雨天等、学校行事等で練習ができない日は休養日とする。

- ・学期単位で平均し、上記の基準となるように休養日を設ける。

イ 長期休業中の休養日の設定は、上記アに準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

※夏季休業中などは5～7日間のまとまった休みを取らせる。

ウ 1日の活動時間はできるだけ短時間に、合理的・効果的な活動を行う。

- ・長くとも平日は2時間程度
- ・学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度
- ・月単位で平日及び休業日（週休日）の練習時間を平均し、上記基準となるように練習時間を設定する。

エ 朝練習は原則実施しない。

- ・放課後に練習時間が十分確保できない期間（11月～1月）の平日については、校長の許可により朝練習を実施することができる。
ただし、実施日は週3日以内、活動時間は午前7時30分から午前8時までとする。
- ・朝練習を実施した場合の活動時間は、上記ウの活動時間に含める。

(2) 校長は、1(1)に掲げる「学校部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、上記(1)の基準を踏まえるとともに、各学校にあたっては、市の方針に則り、休養日及び活動時間などを設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、学校の指導体制等において、技能等の向上や大会等で好成績を収めることを目指す活動のみならず、性別や障害の有無を問わず、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

(例 運動部活動)

(ア) 複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動

(イ) 競技・大会志向でなく、レクリエーション志向で行う活動

(ウ) 体力づくりを目的とした活動

(エ) 生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動

(例 文化部活動)

(ア) 体験教室などの活動

(イ) レクリエーション的な活動

(ウ) 障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアートの活動

(エ) 生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動

- (2) 市教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者等が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面の間、市内中学校において拠点校部活動を実施する。なお、詳細については「蓮田市立中学校 拠点校部活動 要項」に定める。

- (3) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題設定や挑戦することを大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする等の工夫や配慮をする。

- (4) 校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

- (1) 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進められるようにする。
- (2) 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けるよう努める。
- (3) 市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携できるよう努めることとする。また、休日に限らず、平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する機会をつくれるよう努める。
- (4) 市教育委員会及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されている既存のスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう努める。

6 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 市教育委員会は、運動部活動や文化部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請する。
- (2) 各学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の目安等は、参加する生徒及び部顧問に過度の負担とならない範囲となるようにする。
- (3) 校長は、上記(2)を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。